

令和5年度第4回船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会

日時：令和6年1月26日（金）午後1時30分

場所：市役所本庁舎9階 第1会議室

出席者

- (委員) 中村順哉会長、佐藤高広副会長、佐藤惟委員、吉田壽一委員、根本明子委員、三井陽子委員、乾麻由美委員、山崎繁夫委員、馬場勲委員、林武仁委員、塩原貴子委員、島田晴美委員、石井幸夫委員
- (職員) 高齢者福祉部長、福祉サービス部長、介護保険課長、地域包括ケア推進課長、高齢者福祉課長、福祉政策課長、健康政策課長補佐、地域保健課長、健康づくり課長、地域福祉課長、住宅政策課長

欠席委員 なし

1. 開会

2. 議題等

(1) 議題事項

- ・第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について

(2) 報告事項

- ・第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）のパブリック・コメントの結果について

3. 閉会

1. 開会

○櫻井課長補佐

定刻より早いのですが、委員の方おそろいですので、ただいまより令和5年度第4回船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日司会を務めます介護保険課の櫻井と申します。よろしく願いいたします。

本日の委員の出席状況ですが、欠席の方はいらっしゃいません。

それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。本日御用意いたしました資料として、席次表、当日の資料としまして、計画書 51 ページ、52 ページの差替え分になります。続きまして、139 ページから 166 ページの部分の差替え分の資料となります。177 ページ、178 ページの差替え分の資料となります。そして、右上に「参考資料」と記載してあります「第 9 期介護保険料の算定について」と書いてある資料を置かせていただいております。このほかに事前に送付させていただきました資料として、本日の次第、本委員会の委員名簿、右上に「資料 1」と書かれております「第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（素案）のパブリック・コメントの結果について」、「第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（案）」となりますが、配付資料等で足りない方、お申し出いただければと思います。

なお、当日の資料をお配りしている計画書は差替えがいっぱいありまして、申し訳ありませんけれども、該当するページの差替えをよろしく願いいたします。また、差替えを行った古い資料につきましては終了後事務局のほうで回収させていただきますので、机の上に置いたままでお帰りいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、本日の会議時間は 1 時間程度を予定しております。御多忙と存じますが、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めるに先立ち、会議の公開について御説明させていただきます。

船橋市情報公開条例第 26 条の規定に基づき、本日の議題には不開示情報が含まれていないため、会議は公開となります。

また、会議の概要及び会議録は、市のホームページ及び市役所 11 階の行政資料室にて公開することとなっております。

なお、本日の傍聴者はおりません。

それでは、会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○中村会長

それでは、第 4 回の会議を始めさせていただきたいと思います。コロナも株が変わりまして、少しずつ増えてきているようなので、皆さんも御注意いただきたいと思います。

それでは、これより次の第 2 の議題に沿って議事を進めます。

それでは、報告事項の「第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画（素案）」

のパブリック・コメントの結果について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、報告事項「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）のパブリック・コメントの結果について」、事務局より御報告いたします。

私、介護保険課の住吉と申します。説明に関しましては着座にて失礼いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1を御覧ください。

まず、パブリック・コメントの制度について簡単に御説明したいと思います。市政に関わる重要な計画などを策定する際に、計画の素案の段階で市民の皆様へ内容を公表して、その素案に対する意見などを頂戴して、その意見を考慮し、最終的な計画などを策定することとなっております。併せて、提出された御意見と、それに対する市としての考え方を公表するという制度となっております。

今回のパブリック・コメントの公募期間は、今年の12月15日から今月の15日までの1か月間実施いたしました。御意見の提出方法ですが、船橋市オンライン申請届出サービス、郵送、ファクス、電子メール、直接持参といたしました。最終的に5名の方から合計8件の御意見をいただきましたので、それぞれ抜粋して御紹介いたします。

まず、意見番号1番、素案97ページの介護予防ケアマネジメントにおける自立支援の推進について、自立支援ケアマネジメント検討会議に言語聴覚士は携わっていないのかといった御意見でした。これに対する市の考え方といたしまして、自立支援ケアマネジメント検討会議には、言語聴覚士を含む様々な方々の御参加をいただいております。計画書では「理学療法士、作業療法士他専門職」と記載しておりますが、これには言語聴覚士が含まれておりますといった旨の回答をいたします。

続いて、意見番号2番、素案135ページにある介護人材確保対策について、介護事業所は介護報酬と支出のバランスが悪く利益率が低いので、参入促進が難しいといった御意見でした。これに対しての市の考え方といたしまして、介護職員の賃金については全国的にも課題となっており、国へ処遇改善を要望しておるところですといった旨の回答をいたします。

続きまして、意見番号3番、素案135、137ページ、こちらも介護人材確保対策についてですが、助成の施策がないとICTの導入や維持費用のコストを捻出することができないといった御意見でした。これに対する市の考え方として、介護施設等の大規模修繕の際に併せて

行う介護ロボット・ICTの導入の際の費用を助成しております、今後も必要な支援について確認したいと考えておりますといった旨の回答をいたします。

次、意見番号4番、素案135ページ、こちらも介護人材確保についてですが、介護職員に対するハラスメント及び介護職員の賃金に関する御意見でした。これに対する市の考え方といたしまして、ハラスメントに関しては千葉県に相談窓口の設置を要望しており、賃金に関しては国へ処遇改善を要望しておるところですといった旨の回答をいたします。

続きまして意見番号5番、136ページ、137ページにある介護人材確保対策について、認知症介護実践研修・実践リーダー研修などの研修を船橋市独自にすることができないかといったような御意見でした。これに対する市の考え方といたしまして、認知症介護実践研修・実践リーダー研修については、都道府県または政令指定都市のみが実施主体として行える研修となっております、市では引き続き周知を図ってまいりますといった旨の回答をいたします。

続きまして意見番号6番、こちらは素案146ページにありました居宅介護支援の計画値について、今後介護給付費が伸びていく予定ですが、現在のケアマネ事業所で賄うことができるかといった御意見でした。これに対する市の考え方といたしまして、国では、業務の見直しやICTを活用した業務効率化など、ケアマネジャーの負担軽減につながる対策が進められていて、市といたしましてもどのような支援をすることが効果的なのかを検討してまいりたいと考えておりますといった旨の回答をいたします。

続きまして意見番号7番については、介護施設の利用に関して感じたことを御意見としていただきましたので、市といたしましては御意見として承り、関係部署と共有させていただきますといった旨の回答をいたします。

最後に意見番号8番、介護予防に関して効果的な取組を行えるように尽力していただければと思いますといった御意見をいただきました。これに対しての市の考え方といたしまして、市では、ふなばしシルバーリハビリ体操教室をはじめ様々な介護予防に関する事業を実施しており、高齢者が住み慣れた地域で健康で安心して過ごすことができるよう、健康づくり・介護予防の取組を進めてまいりますといった旨の回答をいたします。

以上8つの御意見を御紹介いたしました、いただいた御意見の中で素案、計画書の修正に関わるような御意見はございませんでした。これらの御意見及び市の考え方をこの後2月1日に開催する予定の介護保険事業運営協議会にもご報告させていただいた後、市ホームページに掲載し公表してまいります。

報告事項「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）のパブリック・コメントの結果について」、報告は以上です。

○中村会長

ありがとうございます。船橋市も総体的にケアマネジャーの方も人数が少なく、医師会のほうでも大変今頭を悩ませているところですが、ハラスメントのような形で、すごくいい人材の方が辞めていってしまうようなこともありますので、この報告に関しまして何か御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

○佐藤（惟）委員

淑徳大学の佐藤です。ちょっと御質問ですが、今回これは報告事項なので、今後修正の予定はないということよろしいのですか。それとも素案なので多少修正の可能性はあるのでしょうか。

○中村会長

事務局、お願いいたします。

○事務局

御意見ありがとうございます。今日報告させていただいて、いろいろ御意見をいただいた後に、修正の必要がありましたら、結果についての回答、考え方といたしましては、修正する可能性はあります。

○佐藤（惟）委員

ありがとうございます。では、その上で修正を御検討いただいたほうがいいかなと感じたものがありましたので、述べさせていただきます。

2番の素案 P.135に関する御意見と回答のほう若干ずれてしまっているような感じがいたします。恐らく御意見は、2ページの上のほうですけれども「参入促進」とあり、既存の事業者が人材不足で疲弊しているのに、さらに新規参入によって人材不足の悪化となるという書き方なので、恐らく介護職員の新規参入ではなくて事業者の新規参入だと思われるのかなと思うのです。

事業者が増えれば、職員が足りないと介護職員の取合いになってしまうので、なお人材不足が悪化するのではないかという御懸念は理解できるのですけれども、恐らく元の計画書のほうは職員の新規参入というニュアンスだったかと思いますので、回答としては、事業者の参入というよりは、介護職員の確保、新規参入を進めてまいりますというような御回答がいいのかなと感じたのですけれども、いかがでしょうか。

○中村会長

事務局いかがですか。

○事務局

御意見ありがとうございます。おっしゃるように、こちらに市としての考え方で記載させていただいた内容は、介護職員の人材確保のページですので、職員の新規参入としての考え方を記載させていただきました。なので、今御意見いただいたように、その部分を強調させていただいて、考え方の書き方の修正のほうは御検討させていただきますので、よろしくお願いたします。

※会議終了後、事務局にて書き方の修正を行いました。（「03.【修正後】資料1.第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）のパブリック・コメントの結果について」参照）

○佐藤（惟）委員

ありがとうございます。

○中村会長

医師会も委託事業として介護職の人材バンクを始めているところですが、箱物、施設が増えても、人材の確保という点では総体数はそんなに増えておりませんので、そういった意味ではいろいろ知恵を絞って検討していくことが必要かなとは思いますが、皆さんよろしいでしょうか。それでは、本委員会として、報告事項「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）のパブリック・コメントの結果について」、御説明をいただいた内容で報告を受けたものといたします。

続きまして、議題事項の「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）

について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、議題事項「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について」、事務局より御説明いたします。

オレンジ色のフラットファイルを御覧ください。右上に「資料2」とある最初のページについてですが、前回御説明させていただいた計画書の素案から変更した主な内容について記載しておりますので、御説明いたします。

まず1つ目の○「実績値の変更」についてです。計画書案の51ページを御覧ください。こちらの変更点ですが、見込みとなっていた数値が確定したため実績値を記載させていただきました。具体的には、令和4年度の実績値について、表の「指標」の一番上、特定健康診査受診率、1つ下の特定保健指導実施率、そこから5つ下の後期高齢者健康診査受診率、こちらの実績を記載いたしました。そして、本日差替えの資料としてお配りいたしましたのが表の右上にあります※2で、表の下に注釈を記載しておりますので、御確認いただければと思います。

続けて実績値の変更についてですが、124ページをご覧ください。こちらは、要支援・要介護認定者数を記載しております。素案では、令和5年度につきましてはまだ見込みの数値を記載しておりましたが、数値が確定したため確定値を記載いたしました。

それでは、最初のページにお戻りください。2つ目の○です。「次期サービス量の見込みと介護保険料の記載」につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

続いて、3つ目の○「計画策定にあたって参考となる資料の添付」についてです。たびたび申し訳ありませんが、続いて173ページを御覧ください。こちらは素案には添付していませんでしたが、ここから最後まで、計画策定の体制とか経緯、そして、この作成委員会等も含む各会議の概要、要綱など、計画策定に当たって参考資料として添付いたしました。

もう一度最初のページにお戻りください。続いて変更点の4つ目の○「その他の変更点」についてですが、こちらは、計画書全体の表現やデザインの統一を図ったものです。

以上が素案からの主な変更点となりますが、2つ目の○「次期サービス量の見込みと介護保険料の記載」について、これから詳しく御説明いたします。

計画書の138ページを御覧ください。ここから158ページまで、サービス種類ごとの現状と見込量を掲載しております。今後の見込量に関しまして、要介護認定や給付の実績に基づい

て今後の要介護認定者の増加などを加味し、厚生労働省から提供された地域包括ケア「見える化」システムという推計ツールを活用して算定いたしました。

それでは、140ページを御覧ください。例えば（１）「訪問介護」について、表の左側は令和３年度の実績、表の右側は令和22年の見込みまで、１年間の利用回数と延べ利用者数を掲載しております。このように実績値と計画値をサービス種類ごとに記載しております。

今後の全体的な傾向といたしましては、要介護認定者数の増加に伴いまして、今後介護サービスの利用が多くなるといった傾向が出ております。

続きまして159ページを御覧ください。ここからは、今御説明いたしましたサービスの見込量に対しまして費用に関して算定しております。順に御紹介させていただきます。

159ページの（１）が介護給付費の見込みとなっております。

続いて次のページ、160ページの（２）が予防給付費の見込みとなっております。

介護給付費と予防給付費を合わせた見込みが下の（３）総給付費となっております。

右の（４）標準給付費見込額です。総給付費に対して、例えば高額介護サービス費等給付額とか審査支払手数料など、その他の費用を合算したものが標準給付費見込額です。

（５）地域支援事業費がこちらにありまして、最後に次の162ページ、今御覧いただいた次期計画、６、７、８年度、第９期期間の算定した費用額に対して、（６）の表の下にあります380億3,731万7,000円が65歳以上である第１号被保険者の方の３年間の負担額となります。

続きまして、（７）介護保険事業財政調整基金について御説明いたします。令和６年３月末時点での基金残高が７億8,500万円程度にまで減る見込みとなるため、今後の介護給付費の急激な上昇とか臨時の介護報酬改定等に備えまして、これを取り崩さないものいたします。

続きまして、次の163ページを御覧ください。（８）保険料基準額（年額）ですが、今までの数値を算定した結果、年間で７万9,200円の基準額となりました。

では、次の164ページを御覧ください。こちらは所得段階別の保険料額を記載している保険料段階表ですが、真ん中の列の負担割合を御覧ください。所得段階第５段階が1.00となっておりますが、こちらを基準といたしまして、これに対する割合を段階ごとに決めております。第１段階から第３段階の方につきまして、この計画書上では負担割合は御覧のとおりとなっておりますが、※の注釈でも記載してありますように、公費の負担による低所得者への保険料軽減強化といたしまして負担軽減を実施し、実際の負担割合はこれよりも低い割合

となります。

その割合に関してや保険料の算定に関する詳細につきましては、説明者を替わらせていただきまして、介護保険課長より改めて御説明いたします。

○介護保険課長

それでは、説明者が替わりまして、私のほうから、今日お配りしました参考資料「第9期介護保険料の算定について」の資料を基に、今説明のあったところと多少重複する部分もありますが、介護保険料の算定について少し詳しく御説明させていただきます。

3年ごとに見直しを行います介護保険料につきましては、令和6年度から8年度までの3年間の新たな金額が算出されました。

まず資料1、介護保険サービスの財源構成について御説明いたします。利用者負担分を除く部分の介護保険サービスの財源構成についてですが、御案内のとおり、保険料が約50%、公費で約50%を負担することとなっております。そのうち市が保険料を算定いたします65歳以上の第1号保険料につきましては、国からの調整交付金分も考慮いたしまして23.78%、第2号保険料は27%となっております。また、公費での負担分として国が調整交付金分も考慮して24.22%、県、市がそれぞれ12.5%となっておりますが、施設給付につきましては多少国と県の負担割合が異なっております。また、国からの調整交付金の交付率につきましては、過去の実績などを勘案いたしまして、本年度実績値の4.22%で見込んでおります。

次に2、算定方法について御説明いたします。介護保険料につきましては、厚生労働省から提供されました推計ツールを活用し試算を行っております。具体的には、計画期間内の高齢者人口や要支援・要介護認定者数の推移、介護サービスの利用者数、利用料の推計とともに、介護報酬改定等の制度改正分も反映させ、介護給付費の推計を行って、第1号保険料負担分を算定いたします。

その算定いたしました第1号保険料担分に、この後御説明いたしますが、介護保険財政調整基金の取崩しの設定や所得段階数や段階ごとの負担割合の設定を行い、最終的に基準額を決定することとなります。

続きまして2ページを御覧ください。

3、試算結果について御説明いたします。所得段階や負担割合を現行のまま維持した場合の保険料基準額は、この表右端にありますとおり6,700円となり、現行計画の5,400円から1,300円上昇することとなります。

次に4、保険料が大きく上昇する要因について御説明いたします。保険料が大きく上昇する要因の1つといたしましては、まず①介護給付費の増大があります。令和4年度から5年度の総給付費の伸びが、見込みとはなりますが対前年度比106.89%と大きくなっており、今後も介護認定者が増大することや報酬改定等が見込まれることから、令和6年度から8年度もこの傾向は続くものとして、平均105.17%として算定しております。

次に②といたしまして、低所得者への公費による経費負担金の削減があります。これは、今まで所得段階が第1段階から第3段階までの低所得者に対し公費で保険料を軽減する補助金がありましたが、その補助金の一部について、介護に係る社会保障の充実等に回すため補助金の削減が行われているものです。

表を見ていただきますと、第8期では第1段階の標準乗率0.50から公費で0.20負担軽減を行って、最終乗率が0.30となっておりましたが、9期では、標準乗率0.455から公費で0.17負担軽減を行いまして、最終乗率は0.285となっております。このように公費からの負担軽減分が第1段階では0.20から0.17と0.03削減され、第2段階では0.05、第3段階では0.045とそれぞれ削減されております。この補助額が削減されることで、低所得者の軽減を維持していくためには高所得者からの負担で補う必要があることから、全体としては保険料の上昇につながってまいります。

次の3ページを御覧ください。今期計画の所得段階である16段階とそれぞれの負担割合を変えずに保険料を算定いたしますと、第9期の状況は右の表のとおり、中段の第5段階の基準額が6,700円、先ほど申し上げましたとおり1,300円の上昇となり、第1段階の月額保険料が現行の1,350円から1,675円へと325円上昇し、同じく第2段階では455円、第3段階では845円と負担が大きくなっております。

次の4ページを御覧ください。ここでは、このような低所得者の負担軽減を図るための国の制度改正について御説明いたします。

国においては、介護給付費の増加による介護保険料の上昇を見据え、国の標準となる保険料の所得段階数を9段階から13段階へと変更を行っております。これは、段階数を増やし、高所得段階の負担割合を引き上げることで、図の矢印のとおり、所得の再分配機能を強化し、低所得者の負担割合を軽減するものです。

下の表を御覧ください。第8期と第9期の負担割合を比較いたしますと、低所得者の軽減策といたしましては、第1段階から第3段階までの負担割合について、例えば第1段階では0.3から0.285へと0.015引き下げるとともに、高所得者層につきましては第10段階から第13

段階まで段階的に最大で0.7まで引上げを行っております。

次の5ページを御覧ください。6、市としての考え方についてです。国の制度改正を受けまして、市といたしましても、保険料の基準額が5,400円から6,700円へと1,300円大きく上昇する中で、物価高騰等で低所得者の生活状況が苦しくなっていることを踏まえて、低所得者の負担軽減を最優先にして検討いたしました。

具体的には、保険料の段階を21段階まで多段階化することで高所得段階の方にはより多くの御負担をいただくことで、所得の再分配機能を強化して基準額の上昇を抑えるとともに、低所得者の方への負担を極力減らすことを主眼に置き次期保険料を設定いたしました。

最終的には、6ページを御覧ください。次期計画では、低所得者の軽減策として、第1段階から第3段階までの負担割合を国基準の2倍となる0.03軽減したものとなっております。その結果、第1段階の月額上昇額は102円、第2段階の上昇額が222円、第3段階は582円となっており、また基準額は5,400円から先ほどの6,700円ではなく、6,600円になりまして、高所得者の負担増にはなりますが、低所得者の負担軽減は図れるものとなります。

繰り返しとはなりますが、今回の保険料の算定に当たりましては、給付費の増大などにより基準保険料が大きく上昇する中で、価格高騰等で低所得者の生活状況が苦しくなっていることを踏まえ、低所得者の負担軽減を優先したいと考えていることから、次期計画期間内の介護保険料につきましてはこちらの表のとおり所得段階、負担割合、基準額で設定することとなりました。

介護保険課からの御説明は以上です。

○中村会長

ありがとうございます。保険料の上昇ということで、要支援・要介護者の高齢化に伴う増大と低所得者に対する軽減負担金の公費の削減ということで、なかなか難しい問題ですが、市といたしましても、最後の表のように、16段階を21段階ということで細かく区分していただいているのですけれども、ただいま事務局から御説明があった内容につきまして、何か御質問、御意見等ありましたらお願いいたします。

○佐藤（高）副会長

質問ではなく意見ですけれども、先ほど御説明があった139ページのサービス種類体系というところで、介護保険の現状と見込みについて、いろいろなサービスの利用回数や利用者

数ということで、今後これだけ増えていきますよということが載っているかと思うのですが、けれども、それに対して、先ほどのパブリック・コメントでも書いてあったのですが、これを見て、船橋はサービスが足りているのかな、これだけ増えていくのに対して対応ができていく予定なのかなというところが皆さん心配されるところであって、現状このサービスは足りているけれども、このサービスはどのくらい足りていないから、どのくらい伸していくというのは、施設とかは結構細かく書いてあるかなと思うのですけれども、在宅のサービスに関してはまだまだちょっと。

訪問介護とか、私はケアマネをやってはいますが、ケアマネに関しても、既に今利用者さんは1か月待ちとか、依頼があっても1か月や2か月待ってもらわないと支援ができないような現状が日常的に一部発生していたりします。十分サービスがあるとはいえ、地域差があったりしますので、そういったところでなかなか数字だけでは表わせないところもあるかなと思うのですけれども、できるだけもう少し細かく、足りていない部分に対してはどうするとか、地域に関してということも今後こういった事業計画に少し取り込んでいければ、市民の方はより安心できるのかなと思ったりしましたので、意見として。

○中村会長

副会長、すばらしい貴重な御意見ありがとうございました。事務局のほうから補足とかありますか。

○介護保険課長

貴重な御意見どうもありがとうございました。今回これで一応計画を策定させていただきましたが、副会長からお話のありましたとおり、これで終わりということではなく、毎年介護運協のほうで進捗管理も行っておりますので、その中でも、今お話のありましたような観点で、今後よりよい介護保険事業が運営できるように努力してまいります。どうもありがとうございました。

○中村会長

よろしいでしょうか。それでは、本委員会としまして、議題事項「第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について」、承諾するものといたします。

それでは、議題以外につきまして何か御意見ありますでしょうか。

なければ、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○事務局

事務局から連絡事項を申し上げます。

会議の議事録について御報告いたします。議事録につきましては、事務局にて作成した上、皆様に御確認をいただいた後公開となりますので、よろしくお願いいたします。

今回の会議をもちまして本委員会の開催は終了を予定しております。委員の皆様におかれましては、第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の作成にお力添えをいただきまして、誠にありがとうございました。この後、2月1日開催予定の介護保険事業運営協議会にてさらに御審議いただいた後、市長へ報告とする予定となっております。

なお、完成した計画書につきましては、後日、冊子となったものを皆様にお送りさせていただきます。予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

3. 閉会

○中村会長

ありがとうございました。以上をもちまして、令和5年度第4回船橋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画作成委員会を終了いたします。

昨年の8月から開始いたしました本委員会ですが、スムーズな議事の進行など皆さんに御協力いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本委員会を終了といたします。ありがとうございました。

(了)